

徳島県選挙管理委員会告示第十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年一月二十日から施行する。

令和五年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中151の項を152の項とし、148の項から150の項までを一項ずつ繰り下げ、147の項の次に次のように加える。

148	介護医療院名東	徳島市名東町1丁目91
-----	---------	-------------